

令和7年（フ）第333号

広島市西区三篠町1丁目7番21―301号
破産者 株式会社AKIパートナーズ
1 決定年月日 令和8年9月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第4号

熊本県球磨郡錦町大字西715番地166
破産者 合同会社マグロヤ
1 決定年月日 令和8年9月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所人吉支部

令和8年（フ）第355号

栃木県宇都宮市平松本町1211番地6 サンパ
ティーク1 101号室
破産者 佐藤 諒哉
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年（フ）第357号

栃木県小山市雨ヶ谷新田82番地20
破産者 鈴木 孝広
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年（フ）第368号

千葉市緑区誉田町1丁目659番地1 スマイルームおゆみ野
破産者 田中 光春
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第524号

千葉市中央区蘇我4丁目7番28号 サザンクロス七番館D号
破産者 金井 雅樹

1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年（フ）第109号

茨城県坂東市岩井5115番地4
破産者 有限会社丸高
1 決定年月日 令和8年9月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和6年（フ）第155号

茨城県結城市結城9817番地41
破産者 近江緑化株式会社
1 決定年月日 令和8年9月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和7年（フ）第1920号

千葉市緑区おゆみ野中央8丁目34番地12、申立時の住所千葉市緑区おゆみ野2丁目23番地4 未貴ハイムC―103号
破産者 鈴木 和子
1 決定年月日 令和8年9月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第491号

千葉市中央区本千葉町4番3号
破産者 株式会社Amour
1 決定年月日 令和8年9月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第510号

千葉市中央区生実町2124番地3
破産者 信田 登
1 決定年月日 令和8年9月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第558号

千葉県浦安市美浜2丁目2番202号
破産者 山本 敏久
1 決定年月日 令和8年9月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第630号

千葉市花見川区幕張本郷7―6―27
破産者 株式会社テクノトラスト
1 決定年月日 令和8年9月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第690号

千葉市中央区本千葉町6番9号 ウィルテラス千葉中央806号
破産者 石投 大介
1 決定年月日 令和8年9月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第691号

千葉市若葉区千城台南4丁目12番4―2号
破産者 森田 高博
1 決定年月日 令和8年9月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第724号

千葉県市川市香取1丁目15番26―105号（MOK―TERRACE 行徳）
破産者 松井真奈美（旧姓星）
1 決定年月日 令和8年9月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年（フ）第326号

千葉県富里市七栄480番地131
破産者 田村 愛美

1 決定年月日 令和8年9月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和8年（フ）第126号

千葉県印旛郡酒々井町東酒々井三丁目3番11ワイズ・コーポ201
破産者 野田 智美
1 決定年月日 令和8年9月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年（フ）第751号

相模原市緑区若柳490番地4
破産者 株式会社鹿島興業
1 決定年月日 令和8年9月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年（フ）第73号

長野県木曽郡木曽町福島3031番地1
破産者 有限会社武藤商事
1 決定年月日 令和8年9月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

令和7年（フ）第4号

愛媛県宇和島市三間町北増穂672番地
破産者 株式会社葉月
1 決定年月日 令和8年9月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所宇和島支部

令和6年（フ）第113号

栃木県栃木市藤岡町甲1768番地1
破産者 株式会社山吹商事
1 決定年月日 令和8年9月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部